

令和3年度 第2回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会 議事録

日時：令和3年(2021)11月29日(月) 14:00～16:15

会場：熊本市役所別館駐輪場8階会議室

出席者：伊東(龍)委員長、伊東(麗)委員、小畑委員、河島委員、小堀委員、坂本委員
西嶋委員、服部委員、廣瀬委員、毛利委員、山尾委員

欠席者：森崎委員、山田委員

熊本県文化課：木村参事、能登原参事

事務局：文化市民局：横田局長

文化財課：北野課長

観光政策課：住谷課長

熊本城総合事務所：網田所長、津曲首席審議員、濱田副所長、岩山副所長

古賀技術主幹、遠山主査、河田技術参事

熊本城調査研究センター：小関副所長、金田主査、林田主査

下高文化財保護主任主事

他

次第1	開会
------------	-----------

次第2	前回委員会の主な意見
伊東(龍)委員長	前回委員会の主な意見について資料1を用いてご説明いただきたい。
事務局	(資料1説明)
伊東(龍)委員長	今の説明について何かご意見はあるか。
委員	(発言なし)

次第3	議題(諮問・報告)
議題1	史跡整備に伴うNHK跡地の発掘調査について
伊東(龍)委員長	史跡整備に伴うNHK跡地の発掘調査について、資料2のご説明をお願いしたい。
事務局	(資料2-1、2-2説明)
伊東(龍)委員長	トレンチの配置案を審議するため、資料2-2を見てご検討いただいている。 大きな屋敷構えの境界に相当する箇所(入口や土手にあたりと推定される部分)を資料2-2の表の赤字のトレンチで確認し、青字のトレンチで近世遺構面の確認等を行うという考えでよろしいか。
事務局	その考えで良い。
西嶋委員	これは文化財保護委員会にも諮られているのか。トレンチ配置の妥当性については、保存活用委員会として我々に与えられた使命から

	<p>すると、専門性が非常に高い内容である。どういう委員に諮問すべきかを市で整理されてこの委員会に諮っているのか。</p> <p>今回は調査についてということだが、他の事に関しては諮問や審議など、我々に諮る課題はないのか。</p>
事務局	<p>専門的な部分はあるが、調査した成果が今後の整備につながっていくため、千葉城の性格や調査について皆様にお伝えしてご意見を賜りたいという意図で話をさせていただいている。当然技術的なことでご意見を出しにくい部分があると承知しているが、考え方について皆様にご理解と納得をいただくためにこのような形でお尋ねしている。</p> <p>調査以外の事柄に関しては前回委員会で申し上げた通り、調査成果に基づいて今後整備のコンセプトを決定する必要がある。絵図等である程度武家屋敷や西南戦争等の遺構がある部分を推測しているが、史跡整備に関してはそれを裏付けるものが不可欠であり、この調査はそのような証拠を見つけるために必要になってくる。その調査成果を踏まえて次の段階である整備のコンセプト作りとなるため、具体的な活用の方は調査後に検討したい。</p> <p>そのため、調査以外の事柄に関しては調査成果を踏まえて次回以降議論していただきたい。</p> <p>文化財保護委員会については、国の許可案件のため、諮問になるか報告になるかは不明だが、ご意見をいただいたうえで国に上げていくことになるかと思う。</p>
毛利委員	<p>前回 NHK 跡地を見学した際にも今回提示されたような調査計画案やトレンチ配置図などの図面があればよかった。大体の配置図が現場をみた際の様子と重なってきているが、やはり下見の際にこのような資料が欲しかった。</p>
伊東（龍）委員長	<p>できるだけ委員の皆様が現場の様子をみていただき、その際に資料が揃っているという状態が理想であるが、遅れても資料を揃えていただいている。場合によっては何度も現場に行っても良いのではないかと思う。委員それぞれ専門分野が異なるが、説明をしていただくと安心して話ができる。</p>
小畑委員	<p>再度の調査や追加調査の機会や予算はあるのか。</p>
事務局	<p>今回の調査は史跡整備の前段の情報整理を目的としたトレンチ調査であるが、調査成果に応じて面的な発掘調査が必要になる場合もある。史跡のコンセプトを議論していただいた結果、平面表示をしたり、復元までは言い過ぎかもしれないが、全面調査をして整備をす</p>

	<p>るという方向性が決まった場合、その部分に関して面的な調査を行う可能性はある。その必要性を把握するために今回はトレンチ調査を実施する。</p>
小畑委員	<p>できるだけ遺構面を壊さないようにしつつ、史跡の価値を最大限得るといふことであれば、私はこのトレンチ案は妥当であると思う。それは何かがあった場合や不明点がある場合に追加調査を行うというのが前提である。また、文化庁と相談すれば一次調査において多少トレンチを拡張することは可能だと聞いているので、現在のトレンチの配置・数・規模の案は初期調査としては適切であると思う。この土地は削平・盛土・建替が繰り返されているので、面的に調査範囲を広げたとしても難しい確認作業になると思うが、十分な体制を整え、時間をかけて慎重に行っていただきたい。</p>
西嶋委員	<p>城彩苑が設置される前、県営プールがあった場所はトレンチ調査をして報告書が作成されている。先ほど全面調査の話が出たが、普通の委員はトレンチ調査と全面調査の違いがわからない。両者の違いを説明してほしい。</p> <p>保存活用の観点からすると、調査中に市民向けの説明会を考えると資料には書かれているが、調査終了後についても報告書を刊行して市民に知ってもらうことが重要である。調査期間中のことしか資料には書いていないが、調査終了後、分析を加えて成果をまとめたものを市民に提示してから、活用の議論に入っていく必要があると思う。</p>
事務局	<p>小規模かつ溝状に調査区を設定し、土地を部分的に調査することを一般的にトレンチ調査という。全面発掘とは広い範囲を掘削して遺構の全体像を明らかにするものを意味する。今回は部分的な遺構の確認となるのでトレンチ調査という言葉を使用している。</p>
伊東（龍）委員長	<p>なぜ全面調査にしないのか。</p>
事務局	<p>そもそも発掘等の掘削を基本的に行わず、現状をそのまま後世に伝えていくというのが史跡の基本的な考え方である。なるべく掘削せずに歴史的な価値を示していくというのが大前提だが、今回のように史跡の整備を行う際には地下に何が残っているのか、今まで伝えられてきたものが実際にあるかどうかの確認が必要になる。そのためまず部分的な調査を行い、最小限の掘削で最大限の成果を出すというのがこのトレンチ調査の目的の一つである。調査によって千葉城地区、より限定すると NHK 跡地に具体的に何があるのかわかってくるので、その成果に基づいてどのように整備すれば最も市民に歴</p>

	史的な価値を知っていただけるかを皆様に議論していただき、例えば武家屋敷の遺構表示をする、絵図・古写真等の資料を用いて建物を復元するといった具体的な整備方針の検討に入っていただくことになる。このように実際に整備をしていくことになった際に全面発掘という流れになるので、その前にまずは最小限の掘削で色々な情報を得ていき、その後、具体的な整備の方向性が決まったら面的に調査をしていく。これが通常の史跡整備の流れである。
伊東（龍）委員長	調査期間中に説明会・視察を行うということだが、調査後の市民への普及啓発については何か考えているのか。
事務局	調査終了後の市民への普及啓発は当然のように考えている。それに加えて調査期間中に速報的な形で普及啓発をさせていただきたいと考えているので敢えて「調査期間中に」という書き方をしている。
伊東（龍）委員長	他に意見はないか。なければトレンチ配置案は了承いただけたということよろしいか。
委員	（異議なし）

議題 2	「熊本城みどり保存管理計画」について
伊東（龍）委員長	資料 3 についてご説明をお願いします。
事務局	（資料 3 説明）
伊東（龍）委員長	前回委員会で質問された委員のご要望に応じて資料を作っていたのだが、何かご意見等はあるか。
西嶋委員	植樹記録がわかったということは、これらの植樹を市が許可してきたという理解で良いか。
事務局	現状変更をもとに資料を作っており、基本的には許可を受けて植樹をしてきたと考えている。
西嶋委員	アンケートをいただいたので、地元の声かけた。桜町では長年にわたり城域及び周辺に桜を 50 本以上植樹してきたので、意識が違う方々が多い。そうした方々からアンケートには危険木の円グラフは掲載されていたが、遺構影響木の資料がなく、それらの資料を示してもらえないと回答ができないとのご意見をいただいた。このことを事務局に伝えたところ、遺構影響木の資料をいただくことができた。資料を見て驚いたが、今日の資料にもあるように遺構影響木を全て撤去した場合、例えば長堀の内側などは殆ど桜がなくなり市民が馴染みのある景観が大きく変わってしまう。そのため、このような資料も市民に提示し丁寧に説明していく必要がある。姫路城や

	<p>明石城では市の方針に対し住民や団体が異議申し立てを行い、作業が止まっていると聞いている。おそらくこのようなことは各地で簡単に予想される状況であると思う。ましてや市が許可をして植えてきた木がこれほどある中で、どう整理していくかという話であるので、相当丁寧な説明が必要になると思う。</p>
毛利委員	<p>前回は藤崎台の大クスノキ群の管理について質問させていただいたが、それに加えて熊本県に管理を委託している第一高校、護国神社、県立美術館、清爽園、古城堀端の樹木について今回説明がなかった。特に私が委員会で言い続けてきた藤崎台球場のクスノキ群についてだが、ここは西南戦争によって焼失した藤崎八幡宮の跡地に陸軍が監獄や陸軍病院（現在の熊本大学付属病院藤崎台分室）を建て、その後昭和 35 年の熊本国体の時に野球場が新設された土地である。もともと熊本城一帯は熊本城公園として九州財務局の管理下に置かれていたが、国が熊本市に無償で貸与しており、そのうち先ほど挙げた第一高校や藤崎台球場などは県に管理を委託していた。特に野球場の中にある大正 13 年に国指定天然記念物となった 7 本の千年クスノキは本来であれば熊本市が管理しなければならないはずだが、事務局は熊本県が管理をしているとの回答を繰り返している。藤崎台球場は本来、熊本城公園全体の中の一部であり、球場の樹木は熊本城公園の中にある樹木である。8 月の大雨で幹回り 4m の枝が折れ、近日中に伐採することになっているが、このように県に委託した建物に付属する危険木もあるはずだ。熊本市は早急に熊本県と話し合っていたきたい。前回の質問について、資料には管理が熊本県であるので記載については今後検討としか書かれていないが、熊本市が国から無償で譲り受けた熊本城公園を管理するのであれば、藤崎台の大クスノキ群についても管理を委託している熊本県と一緒に今回の報告に加えておくべきだったと思う。</p>
河島委員	<p>電車通りからももう少し城が見えてほしいと前回発言したが、現在は樹木が剪定され、城郭が見えるようになっていた。今はこのような時期だから城が見えるが、春になるとまた桜が咲き天守閣がほぼ見えなくなる。私は当時の樹木の植え方として、城郭の外から見た際の景観を意識していなかったと考えている。特に大小天守閣の西側の広場には 2 本の大きなクスノキがあるが、それもまた茂ると二の丸からは城が見えなくなるだろう。私としては城が見えた方が良いと思うので、そういった樹木も撤去して良いと思う。観光客が見て凄いな、と思えるような景観が良いのではないかな。また、図面上に</p>

	<p>は樹木の撤去について書かれているが、パソコン上で写真の樹木を消していけば、危険木撤去後の景観がどうなるか見えやすくなると思う。図面だけだと危険木撤去後の様子がわかりにくいので、そういった資料も示してもらいたい。そのうえで皆さんで協議したり、市民にどのように考えるか問うことが必要なのではないかな。</p>
小堀委員	<p>木が多すぎてお城が見えないというのは私も同意見である。基本的には本来の熊本城の景観に戻していくべきだとは思いますが、あまり急に行くと市民は驚いてしまう。市民が慣れ親しんでいる現在の熊本城の景色があるので、あまり拙速に進めてしまうと反発や軋轢が生じてしまうのではないかな。</p> <p>前回伊東（麗）委員がご指摘されたように、安全面以外でも観光客に対しての緑陰効果も大切だと私も思う。そういった観点からも、拙速に伐採を行うのではなく徐々に様子をみながら進めてほしい。</p>
服部委員	<p>前回建物があつた箇所に木が生えているのはそもそも史跡の見せ方としておかしいのではないかと指摘し、地図を作るようお願いしたが、早速作っていただいたので非常にありがたく思う。</p> <p>危険木と遺構影響木があるとのことだが、私は危険木は木そのものが危険な状態にあり、人間に対しても危険であるという意味に捉えた。次に遺構影響木についてだが、樹木は大風で上の部分だけでなく根も動くのではないかな。そうすると石垣には何らかの影響があるはずなので、石垣まで根が張っている樹木は全て遺構影響木になるのではないかと素人としては感じる。そうすると一本ずつ確認しなくとも遺構からの距離を見ればどれが遺構影響木に該当するのがある程度わかってくるので、示された図のように面的に遺構に影響があるという考えになるのかと思った。</p> <p>現在自分も城の歴史について調べているが、大坂城や名古屋城の石垣工事をみると、工事の最後に水タタキをして、その後掃除をして完成とされている。大坂城では、上に建物があるものが本石垣であり、ないものが水タタキであると解釈している。熊本城であれば馬具櫓のように櫓台全てに建物が建っているわけではなく、建物があるものが本石垣であり、裏側の雨が入ってくる方が水タタキではないかと私は思っている。江戸時代では石垣というのは積んで終わりではなく、タタキまで行って雑草が生えず、雨も入らないようにするなど植物や雨の影響を考えて石垣を築いていたのではないかな。そこまでしなければ石垣は保全できないと江戸時代には考えられていたのではないかなと思う。そう考えると、やはり今のように根が石</p>

	垣の端に至っているような樹木を残しておくというのは、本来あってはならないことではないか。城にとって必要な樹木だけ残して管理していくという在り方が江戸時代の城の姿ではないかと考える。
伊東（龍）委員長	最新の研究結果を披露いただいて、大変興味深かった。そのような目で石垣を見ていく必要があると思う。
山尾委員	P33・34 の遺構影響木の本数の計算を間違っていないか。石垣影響木 265 本と歴史的建造物影響木 31 本を足すと 296 本になると思うが、資料では 294 本とされている。
事務局	単純な計算間違いだと思う。
山尾委員	樹木がどこにどのように影響しているのかももう少し検討して、撤去する順位付けを行う必要がある。詳細な分析をして皆さんにわかりやすく撤去の理由を説明してもらいたい。また、撤去だけではなく最も適した環境を維持するために植樹も必要となってくるのではないか。むやみやたらと植樹をしろということではなく、管理計画が出来たらそれに沿って植樹していくということを示す必要があるのではないか。計画の中にどのように検討していくかを盛り込んでほしい。 アンケートについてだが、できることなら色々な方の要望が欲しいので、対象者の内訳を示していただきたい。
伊東（麗）委員	遺構影響木とはどのような基準で判断されているのか。 危険木の伐採は前回承認をいただいているので、順次進められると思うが、切り株についてはどう対応するのか。遺構に影響がないように伐根はしないと思うが、危険木伐採後、約 300 本の切り株をそのままにしておくのも安全面・景観に悪影響が生じる可能性があるし、完全には枯れずに「ひこぼえ」が出てくることも考えられるのでモニタリングも必要になると思う。どうしても切り株が取れないところはできるだけ地際で切るといった工夫が必要ではないかと思うが、どのように考えられているのかお聞きしたい。
事務局	史跡であるので、掘削できる範囲が限られてくる。内部で調整をさせていただき、掘削できる部分については安全対策も含めて検討していきたい。これについては今後の課題でもある。 遺構影響木の判定は、基本的には根の張り方などは樹種によって異なるので、樹木医の中でも街路樹診断士という資格を持つ方々に一本一本判断していただいている。また、資料には建物に影響を及ぼしている樹木として 31 本を示させていただいているが、これらは例えば植生している位置が重要文化財と 10m 離れている場合、その

	<p>樹木の高さが 10m 以上であれば、倒伏した際に重要文化財に影響を及ぼす可能性があるというような判断基準のもと判定を行っている。</p>
廣瀬委員	<p>景観の話をする、いきなり伐採を進めていくよりも徐々に実施するほうが良いと思う。桜町からみた景観の写真が資料にあったと思うが、それを見ると天守閣が樹木で隠れてしまっている。可能であれば樹木を伐採した方が城の場所が一目瞭然であるし、観光客が熊本城を訪れてみたいと思うようになるかもしれない。問題がなければ見てわかりやすいように伐採をお願いしたい。</p> <p>また、以前お話をさせていただいた加藤神社裏の清正公お手植えのイチョウの木についても危険木に含まれているようだが、これは他の危険木とは一線を画す樹木になるかと思う。これも伐採の対象になるのか。残す手段はないのか。</p> <p>先日事前説明でいただいた資料のなかで清正公の指示で栗・柿・梨などの樹木を植えていたと言われていたが、とても興味深かった。しかし今日の資料をみるとそのような樹木は見当たらない。恐らく寿命を迎えていて残っていないのだろう。もし可能であれば、そういった樹木も植樹をすると面白いのではないかと。手入れは大変かと思うが、観光客目線に立つとそういった取組も面白いのではないかと思った。</p>
事務局	<p>桜町から天守閣を見た写真ではクスノキがかなり成長しているが、これは樹齢 800 年の大クスノキであり、古樹として扱われている。伐採ではなく剪定という形で大きさを小さくすることが可能かと思うので、この点は古樹であることも踏まえて今後検討をさせていただきたい。</p> <p>加藤神社奥の危険木と判定されたイチョウについてだが、これは昨年の時点で大枝が落ちそうな状態であったため、文化財保護委員会に諮って大枝の部分を落とす応急措置をさせていただいた。また、この木は「ひこばえ」が多く出ている状態であり、樹木医から「ひこばえ」をしっかり育てて木を守っていくようにとの指示も受けているので、現在は様子を見ているような状況である。</p> <p>また、西嶋委員の発言に遡るが、昭和 20 年代から連綿と現状変更申請が提出され、国の許可のもと植樹等が行なわれていたという経緯がある。昭和 50 年代までは計画がない状態であっても現状変更申請が出されていれば植樹がなされていた。ただ、昭和 50 年代以降になると文化庁より史跡の保存管理計画を作るようにとの指示が出</p>

	<p>され、そこで初めて史跡の取り扱いに関する計画が登場した。植樹に関しては現状変更を出せば良いということではなく、保存管理計画とそれに基づいた整備基本計画等を策定したうえで、曲輪ごと、エリアごと、ゾーンごとの面的な整備というものを考えて行うよう文化庁から指導があった。平成 20 年代になると保存管理計画を保存活用計画という形で再策定するように指導が全国的に行われ、現在はこの保存活用計画に基づいて再び整備基本計画を策定するという段階にきている。特別史跡熊本城跡では平成 30 年 3 月に保存活用計画を策定しているが、それとほぼ同時に復旧基本計画を制定している。保存活用計画を策定した後は整備へと移行していくというのが本来の史跡整備の流れであり、整備基本計画の中に植樹、補植といった文言を入れ込まないといけないが、現段階ではそういったことができていない。今は熊本地震から復旧中という状況であるので、復旧が完了した後に整備基本計画を落ち着いて策定させていただくという流れになるだろう。そしてその中に具体的にどこに植栽ができるのか、歴史的な観点からどういった整備ができるのかという文言を盛り込んでいく必要があるのではないかと思う。</p> <p>今回の「みどり保存管理計画」は、整備計画ではなく保存活用計画の中にある緑の部分の詳細な管理計画という位置づけになる。樹木の管理は第一に「人の安全の確保」という観点、第二に「遺構の保護」という観点、第三に「城跡としての景観の確保」という観定の 3 本柱からなると考えている。人の安全の確保には前回委員会でご承認いただいた危険木の撤去というような作業が必要となってくる。遺構の保護については今回多くのご意見をいただいている切り株の除去等も含めた話になるが、切り株の除去に関しては掘削を伴うので様子を見る必要がある。どこまでできるのかを検討していきたい。この第一と第二の観点は今回の「みどり保存管理計画」に必ず盛り込まなければならないと考えている。第三の観点に関しては安全性の確保と遺構の保護という観点での樹木の撤去等ができた後の段階の話であり、その時点での景観を基本とした際に樹木が多いのか少ないのかを考えていく必要がある。そのため、第三の観点に関しては「みどり保存管理計画」の中では幅を持たせたような書き方をせざるを得ない。樹木の管理にはこのような流れがあるということをご理解いただきたい。</p>
西嶋委員	説明の中で整備基本計画と言われていたが、「みどりの整備基本計画」というものを策定するのか。

事務局	整備基本計画とは樹木そのもの話ではない。熊本城全体の話である。建物を復元したり、遺構の平面表示をしたりする流れの中に植栽も入ってくる。史跡整備と連携した計画があって初めてどこに植栽をしていくかが決まってくる。緑の観点だけではどこに補植できるかわからないというのが現状である。
西嶋委員	今の段階で整備計画に準ずるものはどれか。
事務局	整備計画に準ずるものは復元整備計画になる。但し、地震の影響で計画が止まってしまっている。被災前までは建物の復元を行っていたが、その根拠となっていたのが復元整備計画であった。
西嶋委員	この委員会は保存活用委員会である。市民に対する情報提供を含めて活用についてどこで議論されるのか。今の話を聞くと、熊本城域全体の整備基本計画を策定しなければならないということだったが、どういう上位計画が必要で、地震の影響を含めてどういう風に策定しなければならないのかを次回委員会又は追加資料という形で提示してほしい。
事務局	資料 3-1 質問 1 に計画の位置づけの説明を記載している。補植と植栽の整備、視点場の確保という意味での詳細計画がこの先策定する整備基本計画となる。ご指摘の通り整備基本計画という文言は資料には出てこないの、その点の説明は必要だったと感じている。こういった形で提示するかは内部で検討し、次回委員会で示すのか資料を追加で配布するかについて決定させていただく。
伊東（龍）委員長	「熊本城みどり保存管理計画」は来年の策定を目指しているのか。
事務局	前回委員会でスケジュールを示させていただいたように、来年6月の策定を目指して進めてきた。来年度からは計画に基づいて樹木の伐採や剪定を始めていきたいという思いから、6月策定という形をとらせていただいている。ただ、前回の委員会から多くのご意見をいただいております、整理が必要な内容も相当含まれるので、次回委員会では今回いただいた意見について整理したうえで、全体のスケジュールを見直させていただきたい。 ただし、危険樹木については早めに対処しなければならないので、来年度から優先的に撤去することをご了承いただきたい。
伊東（龍）委員長	今回の意見を受けて、スケジュールを少し伸ばして十分検討していただくということか。危険木の撤去に関しては前回ある程度ご了承いただいているが、切り株の対処についてももう一度考えてもらいながら早急に作業を進めていただきたい。 危険木に含まれる古樹についてもわかりやすく資料を作っていた

	だきたい。
毛利委員	回答をいただいている。私が挙げた地域は資料 3-3 の管理区域外なので議論から外したということか。
事務局	本計画は基本的には熊本市の管理区域に限定して策定している。毛利委員には藤崎台のクスノキ群も含めて非常に熱心にご意見をいただいていることは事務局としても重々承知している。計画の中でも天然記念物であるクスノキ群について紹介させていただきたいと考えている。具体的にどのような表現をするかについては現段階では明確な回答ができず申し訳ない。
毛利委員	古城堀端公園には桜の木が多いが、ここは今後水堀にするという看板があったので、地元の人たちはそれらの樹木を全て伐採すると理解されている。この点について何も触れられていなかった。この地域は管理区域内であるので、何かコメントをいただきたい。
事務局	それぞれの場所の管理者の皆様は古樹についての管理手法、危険木の対応についてなど「みどり保存管理計画」の手法をご説明させていただきたいと考えている。可能であれば計画に準じた管理をお願いしたいと思っている。
西嶋委員	城域は特別史跡だけでなく都市公園にも指定されている。都市公園の範囲が示された資料はあるか。藤崎台周辺は全て都市公園の範囲内にあたる。緑の問題に関しては、都市公園に関係する課にこの委員会に来ていただいて、連携しながら対応してもらいたい。緑の問題は相当重要視されており、行政といえども SDGs を果たしていただかなければならない。文化財の中でもそれは求められてくるので、この点に関しては課題認識を改めていただきたい。 「みどり保存管理計画」については横断的なテーマであるので、そうした前提のもと、庁内の関係課との連絡会議などを組成して市民に回答できるようにしてもらいたい。そうでなければ市民は誰に聞けば良いのかわからない。事務局が管理している部分に限定して話されているが、例えば通町筋から熊本城をみた際に通町筋の並木との関係はどうなるのかといったことを横断的に説明してもらわないと、市民の理解は得られない。一部が反対すると全体が進まなくなるという状況が想像できるので、緑の問題に関しては認識を改めて取り組んでももらいたい。
毛利委員	私も基本的には西嶋委員と同じ考えである。特別史跡区域内だけが熊本城ではない。市民の皆様は城域全体を熊本城だと認識されているので、管理区域以外は管理しないという表現はどうかと思う。も

	し委員会として対応できないということであれば、早急に熊本県や護国神社など関係者を集めて「みどり保存管理計画」に準じて管理するという報告が欲しかった。
事務局	SDG sなどは事務局としても重要であると認識しているが、熊本城だけで対応するのは大変難しい問題であるので、まずは都市公園を含めた城域について、事務所以外の管理者の皆様への説明方法を検討させていただきたい。そのうえで計画の中にどのような形で管理方法についてまとめることができるか整理していきたいと思う。

議題 3	令和 3 年度熊本城復旧・整備状況について
伊東（龍）委員長	資料 4 について説明をお願いします。
事務局	（資料 4 説明）
廣瀬委員	城彩苑から登っていく階段は総合事務所の管轄であるという認識でよいか。階段の縁が欠けているので、安全面に不安を感じるものがあつた。通行量が多いので工事は大変であると思うが、どうにか安全対策工事をしていただきたい。 また、城彩苑は事務所の管理ではないのか。冬は霜の影響でデッキを通ることができないので、もし可能ならば対応してもらいたかつたが、管轄が違うのであれば良い。
事務局	城彩苑は熊本城総合事務所の管轄外のため、回答不能
西嶋委員	復旧整備の進捗はどうなっているのか。2033 年度頃になるまでは本丸地区はほぼ特別見学通路からしかアクセスできないということか。復旧基本計画と照らし合わせると現在はどうのような状況なのか。予定通りなのか遅れているのかによって経済活動にも影響が生じるので確認させていただきたい。
事務局	現在地震から 5 年が経っており、再来年からは中期計画に入っていく。現段階では復旧基本計画から大きく外れることなく進んでいる。今後については来年度復旧基本計画の見直しをするので、この 5 年間の検証とスケジュールの整理をしていきたい。
河島委員	行幸坂は工事が終わっているのか。まだ人は歩いて上がれない状態なのか。車両の通行はまだ不可能なのか。
事務局	行幸坂の堀側の歩道が滑り落ちる可能性があつたため、安全対策をさせていただいた。11 月 1 日から歩道の通行が可能になつたが、下りのみの運用とさせていただいている。歩道以外の部分については工事車両専用として運用している。復旧工事が完了するまでは一般車両の通行は難しい。

小堀委員	不開門は北東櫓群に含まれているということか。資料には何も着色されていないようだが。
事務局	不開門は北東櫓群には含まれていない。まだ工事に着手していないため、資料に色を着けていない。
小堀委員	不開門については全く手つかずという理解で良いか。
事務局	櫓の解体と安全対策までは終了しているが、それ以降は未着手の状態である。

次第4	その他
廣瀬委員	<p>前回委員会でお願ひしたことについて早速対応していただいたのは有難いが、「熊本城」の文字が小さい。さらに足元にプレートが置かれているが、顔はめ看板の写真を撮るときは顔をメインにして撮影するので、その辺りも考えてプレートを作成していただきたかった。</p> <p>また、天守閣内の順路がわかりにくく迷ってしまったことがある。順路の矢印はあるものの、低い位置に置かれていて混雑時には見えなくなるので可能であれば高い位置に置いてほしい。</p> <p>チケットについても、現在3種類販売されていると思うが、どのような割合で販売されているか教えてほしい。観光客を案内した際、博物館にも訪れていただきたいと思ひ話をさせていただいたが、チケット販売員には「遠いです」と言われた。近い、遠い感じ方は人によって異なるので販売者が言うことではない。否定的な言い方はせず、車での所要時間などの案内をしてほしかった。もし共通券を販売するのであれば、各館の場所や距離などを確認できるような資料がほしい。</p>
事務局	<p>順路とプレートに関しては内部で確認して検討させていただきたい。共通券は現在わくわく座と熊本城の2館共通券とわくわく座、熊本城、熊本博物館の3館共通券を販売している。10月末現在では2館共通券が25.5%、3館共通券は1.9%という割合となっている。</p> <p>接遇の面に関しても、事務局から業者に徹底するように話をさせていただきたい。現在は団体客も増えており、それに伴い様々なご意見が事務局にも届いている。今後利用しやすく市民にわかりやすい施設になるように努めていきたい。</p>

次第5	事務連絡
------------	-------------

次第6	閉会
------------	-----------

